

平成十九年六月十五日提出  
質問第三九二号

照射食品に関する質問主意書

提出者 保坂展人

## 照射食品に関する質問主意書

二〇〇六年一〇月三日、内閣府原子力委員会より、厚生労働省に「食品への放射線照射について」が通知された。厚生労働省は通知を受け食品安全委員会へ諮問するか否かの資料収集を開始しているが、その進捗状況を確認する必要がある。また、キッコーマン（株）の健康食品に「放射線照射の疑いがある」として自主回収がされている。緊急を要する問題であり、内閣としての答弁を求める。

一 キッコーマンは「殺菌目的と思われるガンマ線が照射された可能性がある」として健康食品原料「ソイアクト」の自主回収を行っているが、この違反の事実についてキッコーマンから最初に相談を受けたのはいつか。

二 厚生労働省はキッコーマンの照射された健康食品原料「ソイアクト」の照射線量を科学的にチェックする検査を行ったか。

三 キッコーマンから厚生労働省には照射された線量はどのくらいと報告されているか。

四 照射していた米国のVDF/FC社では、いつから、どこの照射施設で、どの範囲の物質に、どのくらいの線量で照射していたとキッコーマンより報告されているか。

- 五 厚生労働省はキッコーマンの報告以外に独自に米国など関係者に問い合わせしているか。
- 六 キッコーマンによる自主回収を認めた理由は何か。
- 七 自主回収による回収状況は報告されているか。
- 八 キッコーマンは照射された商品を卸した会社は三十八社であるとしているが、この数及び会社名は厚生労働省に届けられているか。
- 九 キッコーマンより届けられている出荷先の企業名と出荷量を列記されたい。
- 十 キッコーマンにより一部の企業名が公表されているが、公表されていない企業がある。キッコーマンは各社の都合により企業名を公表できないと市民団体（照射食品反対連絡会）に回答しているが、これは強制力のない自主回収の欠陥であると考える。自主回収のような方法がとられたことは、厚生労働省は現時点で照射食品の完全な監視・管理ができないということでもよろしいか。
- 十一 キッコーマンが厚生労働省に提出した報告書によれば「米国内向けに一部ユーザーの求めにより放射線照射を行っている」「管理ミスにより一部混入した商品を誤って出荷した可能性がある」と報告しているが、米国は大豆及び大豆加工品に放射線照射を認めているか。

十二 米国でも照射が認められていない場合、キツコーマンの報告について再度調査させなおす必要があるが、厚生労働省はキツコーマンに再調査させるか。

十三 原子力委員会からの通知に「①既存検知技術の試験手順の厳密化、公定検知法への採用等、行政検査に用いられる公定検知法の早期確立、実用化に向けた取組の推進」とあるが、既存の方法で試験手順の厳密化をすれば、照射した線量を検査できると厚生労働省は考えているか。

十四 放射線照射された食品の監視・管理措置ができない場合、これは諮問しない理由になるか。

十五 照射食品を食品安全委員会に諮問するにあたって、厚生労働省が諮問に必要とする基準はなにか。

右質問する。